

関東学生鉄道研究会連盟憲章

われわれ関東学生鉄道研究会連盟の構成員たる鉄道研究会会員は、鉄道をはじめとする各種公共交通機関を愛する学生団体である鉄道研究会が自律した存在として長期に亘り活動を続けてきたことを相互に祝し、更なる鉄道研究会の発展とその全ての会員の利益のために、各鉄道研究会の基本的権利と各会員の尊厳並びに男女及び大小各会の同権とに関する信念を改めて確認した上で、全鉄道研究会とその会員の相互利益及び社会的進歩並びに鉄道をはじめとする公共交通機関に対する各種趣味の社会的認知とその理解の促進及びその社会的地位の普及と向上を目指し、これらの目標を達成するために、共通の趣味を愛する全鉄道研究会とその会員が、相互の多種多様な価値観を理解しつつ、寛容且つ誠実な交流を通じて親睦を深めて、われわれの力を合わせられるように、再び学生団体連盟を結成することを決意した。

よって、われらの各自の鉄道研究会は、各鉄道研究会から全権を委任された代表者を通じて、明治大学駿河台キャンパスにて会合し、この関東学生鉄道研究会連盟憲章に同意したので、ここに関東学生鉄道研究会連盟の発足を宣言する。

平成 25 年 12 月 1 日 調印

(原加盟団体)

神奈川工科大学鉄道研究部

慶應義塾大学鉄道研究会

工学院大学鉄道研究部

埼玉大学鐵道研究会

芝浦工業大学鉄道研究会

専修大学鉄道研究会

中央大学鉄道研究会

中央大学理工学部鉄道研究会

筑波大鉄研「旅と鉄道の会」

東京大学鉄道研究会

東京農工大学旅と鉄道研究会

獨協大学鉄道研究会

明治大学鉄道研究会

山梨大学鉄道研究会

早稲田大学鉄道研究会

以上 15 団体

第1章総則

第1条〔名称〕

本連盟は関東学生鉄道研究会連盟(以下、関東学鉄連)と称する。

第2条〔目的〕

関東学鉄連の目的は、次の通りである。

1. 共通の趣味を有する全ての鉄道研究会会員の交流を促進する場として設置し、その交流を通じて親睦を深めることで、全鉄道研究会とその会員が各々の恵沢を享受できるようにすること。
2. 前項の目的を達成するために、交流促進の手段として、交流事業や一学生団体では実現困難なことなどを企画すること。
3. 本連盟に加盟する学生自治の原則に則る学生団体と、その原則の尊重に基礎をおく諸学生団体間の友好関係を発展させること。
4. 鉄道をはじめとする公共交通機関に対する各種趣味の社会的認知とその理解の促進並びにその社会的地位を向上させること。
5. その他加盟団体及び各種公共交通機関愛好家の共通の目的の達成にあたって、諸学生団体の行動を調和するための中心となること。

第3条〔原則〕

関東学鉄連及びその加盟団体は、連盟憲章第2条の掲げる目的を達成するに当っては、次の事項に従って行動することを、原則とする。

1. 本連盟において、全ての加盟団体は、平等に扱われなければならない。
2. 本連盟の行動は、全ての加盟団体の総意に基づかなければならない。
3. 全ての加盟団体は、加盟団体相互の利益の享受と権利の保持を保障するために、この憲章に従って負っている義務を誠実に履行しなければならない。
4. 全ての加盟団体は、連盟憲章が定める権利を行使する際、誠実に行わねばならず、権利を濫用することは、これを認めない。
5. この憲章のいかなる規定も、本質上いずれかの団体の管轄権限内にある事項に干渉する権限を、関東学鉄連に付与するものではなく、またその事項をこの憲章に基づいて解決することを加盟団体に要求するものではない。

第4条〔活動年度〕

本連盟の活動年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第5条〔事務局〕

本連盟の本部事務局は原則として、連盟憲章第43条に定める「理事長」を務める団体内に設置

するものとする。但し、理事長及び理事会が必要を認めた場合は、この限りでは無い。

第2章加盟団体の地位と加盟に関する手続

第6条〔加盟の権利〕

鉄道をはじめとする公共交通機関を研究対象とする全ての学生団体は、関東学鉄連に加盟する権利を有する。但し、発足時以降に新たに参加しようとする加盟団体は、以下の条件を満たさねばならない。

1. 文部科学省が学校教育法で定める学校及びこれに準じる各種学校を拠点とする団体であること。
2. 関東学鉄連の総会で承認されること。

第7条〔加盟の形態〕

加盟団体は、加盟校と準加盟校に区別される。

第8条〔加盟校の定義〕

1. 加盟校とは、連盟の発足時から参加する原加盟団体及び、総会に連盟への加盟を承認された学生団体のことを言う。但し、大学鉄道研究会以外の学生団体が加盟校となることは、これを認めない。
2. 加盟校は、総会での議決権、選挙権並びに被選挙権を有し、また総会の議決並びにこの憲章が各加盟校に課する負荷を負担する義務を負う。

第9条〔準加盟校の定義〕

1. 本連盟に加盟することを希望する学生団体のうち、大学以外の学校を拠点に置く団体、並びに個々の事情によって前条の定める加盟校としての負荷を負担することが困難である団体は、理事会に対して準加盟校としての加盟を申請することができる。
2. 準加盟校は、その団体の事情に合わせて第19条にて定める加盟校としての義務を免除され、その義務を免除された限度において加盟校としての権利を失う。
3. 準加盟校の指定及びその負担及び権利の範囲は、13条に定める手続きに基づいて総会が審査し、総会の議決に基づいて決定する。但し、免除される負担と制限される権利の対応については準加盟校規定を参照して、総会が決めなければならない。

第10条〔継続加盟〕

加盟団体は本連盟への加盟を継続する場合、3月の総会において継続加盟の意思表示をしなければならない。但し、委任状においてもその旨を意思表示することができる。

第11条〔継続加盟の手続〕

継続加盟を希望する団体は、12月総会にて選出される新理事会の意思表示を確認し次第、3月総会までに所定の継続加盟書類を理事会に提出しなければならない。

第12条〔加盟校への昇格と準加盟校への降格〕

加盟校及び準加盟校は、理事会に対して、昇格及び降格の申請に関する事由を明らかにした上で、第13条の規定に則って、加盟校への昇格及び準加盟校への降格を申請することができる。

第13条〔加盟・昇格・降格の手続〕

新規加盟及び加盟校昇格並びに準加盟校降格するに当っては以下の手続を経なければならない。

1. 新規加盟希望団体の申請、準加盟校の昇格申請並びに準加盟校への降格申請は、総会の30日前までに、所定の申請書にて理事会に対して行わなければならない。
2. 理事会は申請に基づき、理事会と申請団体が同席する特別会議を開催し、一度以上議論を行った上で、理事会が新規加盟、加盟校への昇格、並びに準加盟校への降格が妥当であると判断した場合、理事会が通常総会にその事項を諮らなければならない。
3. 新規加盟、加盟校昇格並びに準加盟校降格は、総会の過半数の賛成を以て議決する。但し、総会は議決に際して当該団体の出席者に発言を求めることができ、その出席者は総会の求めに応じて発言しなければならない。
4. 新規加盟に限り連盟憲章第25条に定める特別総会でも本議案を取り扱うことができる。
5. 準加盟を希望した団体が、総会において準加盟を否決された場合でも、当該団体が望む場合には、再度加盟校として加盟を申請することができる。

第14条〔脱退〕

加盟団体は本連盟を脱退する場合、原則として総会において脱退の意思表示をしなければならない。但し、第11条の継続加盟の規定を故意に遂行しないと認められる場合はその限りでない。

第15条〔休会〕

1. 加盟団体はやむを得ない事由により本連盟の活動に参加できない場合、1年間を上限に休会する事ができる。その場合、総会において休会の意思表示をしなければならない。
2. 加盟団体は、休会の意思表示をする際、その理由を示すと共に、休会期間を示さなければならない。なお、休会期間中は連盟の活動への参加はできないが、加盟校及び連盟費の納入の義務を負っている準加盟校は、連盟費を期日までに納入する義務を負う。

第16条〔除名〕

総会は、連盟憲章に掲げる条文に基づいて課される義務を履行しない加盟団体に対して、理事会の勧告に基づいて、三分の二以上の賛成の議決を以って関東学鉄連から除名することができる。

る。

第17条〔除名の手続〕

1. 理事会は、総会に除名を勧告する際、除名決議の対象となる団体に対し、除名を議決する総会の30 日前までに通知しなければならない。
2. 除名の対象となる団体には、その議決をする通常総会若しくは特別総会において、弁明の機会が与えられなければならない。但し、自ら弁明の機会を放棄した場合にはこの限りではない。
3. 除名が議決された総会の日から30日以内に異議申し立てがなければ、当該団体は除名される。但し、除名手続きに瑕疵があった場合には、当該団体はその瑕疵を明らかにして当該団体は異議申し立てをすることができる。この場合、議決の結果のみをその理由とすることはできない。
4. 異議申し立てがあった場合は、再度特別総会を召集した上で審議し、尚四分の三以上の賛成がある場合には当該団体を除名することができる。

第3章加盟団体の権能及び義務

第18条〔加盟団体の権能〕

加盟団体は、関東学鉄連の行動全てに関して携わる権利を有し、総会において自らの意見を自由に発言することができる。

第19条〔加盟団体の義務〕

加盟団体は、必ず以下の義務を誠実に履行しなければならない。但し、準加盟校は総会の定める範囲内で以下の義務を免除される。

1. 第5章に定める「総会」に参加すること。
2. 第59条に定める「連盟費及び活動費」を理事会が定める期日までに納入すること。
3. 第7章に定める「委員」を1 名以上派遣すること。
4. この他総会が議決して各加盟団体に課した事項。

第4章活動

第20条〔活動〕

本連盟は2条各項の目的を達するため、以下の活動を主催する。但し、活動内容については年度ごとの理事会の方針及び予算の内容に従って、当該年度ごとに定める。また、本連盟主催でない活動に対して「後援」を行うことができる。但し、その場合は理事会が全会一致で同意しなければならない。

- a. 鉄道研究会交流会
- b. 合同新歓企画
- c. 合同模型運転会
- d. 合同写真展
- e. 車両基地見学
- f. てっけんサミット
- g. 講演会
- h. 他団体主催の企画への参加
- i. 団体専用臨時列車の企画・運行
- j. その他本連盟の目的にふさわしい活動

第21条〔連盟誌〕

本連盟は、鉄道研究会間の相互交流を促進すること、及び一般社会へ連盟の活動を紹介することを目的として、機関誌を発行することができる。

第22条〔機関〕

本連盟は、以上の活動を円滑に行うために次の機関を常設する。

- a. 総会
- b. 理事会
- c. 委員会
- d. 監査

第5章総会

第23条〔地位〕

総会は全ての加盟団体から構成される本連盟における最高議決機関である。

第24条〔通常総会〕

本連盟は、3月及び12月に総会を開催しなければならない。

第25条〔特別総会〕

理事長が必要と認めた場合、理事会は特別総会の召集を決定できる。また、加盟校の四分の一以上の要求があった場合は、その30日以内に理事長が総会を召集しなければならない。

第26条〔定足数〕

総会は、議決権を持つ加盟団体の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することはできな

い。

第27条〔総会の表決〕

1. 総会の議事は、この連盟憲章に特別の規定がある場合を除き、議決権の過半数でこれを決する。尚、表決の方法として以下の方法を採用することができる。
 - a. 投票による表決
 - b. 挙手による表決
2. 準加盟校は、議決権を当然には保障されない。但し、総会が認めた範囲で、準加盟校も議決権を行使することができる。

第28条〔総会公開の原則〕

総会は必ず公開の場で開催されなければならない。また、議長は総会の記録を保存し、これを公表しなければならない。議長は総会の記録を総務理事に送付する義務を負う。

第29条〔議長〕

1. 総会の議事を進行させるため、議長を置く。
2. 議長は、総会の運営を円滑にするため、書記を置くことができる。
3. 議長は議決権を持たない。但し、議決の際に議案の可否が同数の場合は議長の決するところによる。
4. 議長の任免については、別途制定されている役員規定に従う。

第30条〔構成員〕

- a. 構成員とは、加盟団体に所属する者である。
- b. 議決権を持つ加盟団体は、総会において意思表示を行うため、各加盟団体から一人以上構成員を派遣しなければならない。但し、二人以上参加する場合は、その内の一人を代表構成員とし、代表構成員が意思表示を行う。この場合における代表構成員は、加盟団体の代表者に限られるものではなく、各加盟団体が選任した本連盟における代表者を指す。

第31条〔委任状〕

加盟団体は、やむを得ず総会を欠席する場合は、代理人を定めて委任状を文書にて議長に提出することができる。委任状には以下の事項を記載しなければならない。加盟団体は、委任状をもって、総会に出席したとみなされ、d 項に定める「議事の一切を委任する代理人」が議事の進行及び議決権に関する事項を代理で行使できる。

- a. 総会に参加できない事由
- b. 提出者名(但し、直筆で書くこと)→削除

- c. 提出日
- d. 議事の一切を委任する代理人の氏名

第32条〔総会の審議事項〕

総会においては次の事項を扱うものとする。

- a. 理事報告
- b. 活動総括
- c. 予算案の議決、決算報告(監査の同意を含む)
- d. 加盟団体の脱退、除名、準加盟校昇格、加盟校降格、並びに新規加盟を希望する団体への審査、承認
- e. 理事・議長・監査の選出と罷免
- f. 次年度活動計画の承認
- g. その他必要な事項

第33条〔理事報告〕

理事が必要と認めた場合、また総会の四分の一以上の要求がある場合は、理事報告において理事が当該年度の活動を報告しなければならない。

第34条〔活動総括〕

3月の総会において、当該年度の活動を総括しなければならない。総括に当たっては、担当者が総括資料を作成し、資料を基に議論しなければならない。10

第35条〔予算案提出及び決算報告義務〕

理事会は、3月総会において前年度分の決算報告及び次年度分の予算案を、総会に提出し承認を求めなければならない。予算案作成と決算報告並びにその予算使用の記録は会計理事の担当とする。

第36条〔加盟団体の承認・昇格・脱退・除名〕

加盟団体の承認・昇格・脱退・除名は第27条に定める〔総会の議決〕により決議することができる。

第37条〔理事の選出・罷免〕

総会は、12月の総会において次年度理事の選出を行わなければならない。理事の選出及び罷免に関しては、別途制定されている役員規定に従う。

第38条〔次年度活動計画の承認〕

理事会は、3月総会において次年度活動計画の承認を求めなければならない。

第39条〔発言〕

加盟団体は、総会において、自らの意見を自由に発言できる。尚、総会へ議案を提出するもの

は、総会前日までに議長へ文書にて届出を行わなければならない。

第40条〔議決権〕

総会での議決権は、加盟校の代表構成員及び議決権を持つことを認められた準加盟校の代表構成員に与えられ、代表構成員のみがこれを行行使することができる。

第6章理事会

第41条〔理事会の地位〕

1. 理事会は、本連盟の最高執行機関であり、委員会を統括する。
2. 本連盟の運営権は理事会に属し、理事会は運営権の行使について、総会に対し連帯して責任を負う。

第42条〔構成〕

理事会は、総会で選出される5人の理事を以て構成される。選出された理事は選挙後すぐに、理事長、企画理事、広報理事、総務理事、会計理事を互選しなければならない。また、理事長が必要と認めた場合に限り、特別理事を設置できるが、理事会の全会一致の同意が無い限り理事会の活動に直接参加することはできないものとする。

第43条〔理事長〕

理事長は、本連盟の最高責任者並びに代表者であり、連盟憲章の定めに従い、本連盟の目的を達成できるように、理事会と委員会を統括し、連盟の運営の他に対外関係の処理や他団体との協定締結を行う。

第44条〔企画理事〕

企画理事は、本連盟の目的である交流を実現するため、企画局を統括し、理事会及び委員会への企画発案と加盟団体からの企画に関する希望の調整を以て、企画の管理及び円滑な運営を行う。

第45条〔広報理事〕

広報理事は、本連盟の活動を社会一般に広く広報するため、広報局を統括し、連盟誌の発行及びホームページ、Twitter、Facebookの更新、その他広報活動として適切な行為を行う。

第46条〔総務理事〕

総務理事は、本連盟の業務を円滑に行えるように、総務局を統括し、文書や定例会の議事録の作成及び管理、連絡網の構築及び維持管理、委員会名簿の作成や対外業務の補佐を行う。

第47条〔会計理事〕

会計理事は、別途定める会計規約に則り本連盟の一切の会計業務を適切に処理するため、会計局を統括し、予算案の作成や決算報告及びそれ等に必要な資料の作成を行う。

第48条〔理事会公開の原則〕

1. 理事会の行う会議は公開を原則とする。但し、理事長が秘密会の必要を認め、理事会が全

会一致で同意した場合は非公開の秘密会を開催することができる。この場合、秘密会を行った事実は公表しなければならない。

2. 理事会は、秘密会を除く理事会での議事を公開するため、加盟団体の代表構成員に対し、議事録を必ず送付しなければならない。

第49条〔定例会〕

1. 理事長は、連盟の円滑な運営を行うため、毎月1回、理事によって構成される定例会を開催しなければならない。

2. 理事長が、定例会の開催の必要を認めなかった場合は、この限りではない。

3. 定例会は、過半数の理事が参加しなければ、開催できない。

4. 理事長は、必要に応じて、委員を定例会に召集できる。

第50条〔理事の定員〕

1. 理事の定員はそれぞれ一名とする。また、理事の兼任はこれを認めない。

2. 理事には、一加盟団体につき一名までしか就任することが出来ない。

3. 理事の任免については、別途制定されている役員規定に従う。

第7章委員会

第56条〔定義〕

委員会は第2条の〔目的〕を達成するための日常活動の基幹組織として設置し、理事会がその管理と運営を行う。

第56条の2〔委員の業務〕

1. 委員は、加盟団体を代表して、理事会、監査、及び総会からの連絡を受け取り、各団体の構成員にその内容を告知しなければならない。

2. 委員は、加盟団体を代表して、本連盟の活動や運営に関して、理事会、監査、及び総会に対して、希望又は必要する事項に関して、連絡しなければならない。

3. 委員は、理事会の要請に応じて、本連盟の活動を支援する努力を行わなければならない。

第57条〔構成〕

1. 委員会は、加盟団体が派遣する委員を以て構成される。

2. 委員会は、企画局、広報局、総務局、会計局の四局を以て構成され、委員は理事会との調整の上、自らが要望する局に参加し活動する。

3. 各局局員は、理事会との協議の上、局長を一人選出しなければならない。局長は、各理事の要請があった場合、総会や定例会において、理事の行為を代理することができる。
4. 理事長が特別に必要を認めた場合は、四局以外の特別局を設置することができる。

第8章会計

第58条〔会計規定〕

本連盟の会計業務は連盟憲章第47条に定められる〔会計理事〕が行う。会計業務が誠実に遂行されるように会計規定を別途制定し、それに則り以下に定める会計活動を行うものとする。

第59条〔連盟費及び活動参加費〕

総会が認めた準加盟校を除く加盟団体は、本連盟の活動のため定められた連盟費を納めなければならない。但し、連盟費を除く、活動に参加するにあたっての必要経費である活動参加費は、準加盟校を含む全ての加盟団体が、その活動の参加によって受ける利益に応じて負担する義務を負う。

第60条〔連盟費の総会同意〕

全ての加盟団体は、総会の同意のない連盟費の徴収については、支払いの義務を負わない。

第61条〔連盟費滞納の禁止〕

連盟費は会計理事が定めた納入の期限までに支払わなければならない。理事会は、期限を過ぎてから6ヶ月以内に納入が認められず、かつ納入の意志が無いと判断する加盟団体について、総会に除名を勧告することができる。

第62条〔連盟費の管理〕

徴収した連盟費は会計理事が厳重に管理しなければならない。この目的のために、理事長は総会の決定に基づき預金口座の開設を行うことができる。尚、その預金口座の管理は会計理事が行うこととする。但し、特別な事情があり、理事会がその事情に関して相当であると判断した場合には、他の理事が本連盟の口座を管理することができる。その場合、監査にその旨を必ず通知しなければならない。

第63条〔会計理事の報告義務〕

予算案の提案及び決算の報告は、理事会が総会に対して行う。ただし、理事会が承認した予算及び決算は、監査による審査を経なければ総会に提出することが出来ない。(平成26年3月16日改正)

第9章監査

第64条〔権能〕

1. 監査は、総会によって選出され、理事会から独立した存在として、理事会の健全な運営と会計の適切な業務を実現するため、理事会運営と会計業務に関して、監督し検査する権限を有

する。

2. 監査は、理事会の運営に問題があると判断した場合、理事長に特別総会の召集を命じ、その事項に関して総会で審議を求めることができる。
3. 監査は、会計理事が提出する決算報告に不備があると判断した場合、改めて決算報告の作成を命じることができる。
4. 監査は、理事会、総会及び加盟団体からの要請があるとき、憲章の趣旨に従って、各条文の解釈を行うことができる。但し、その解釈に当っては、論理的に適した説明が為されなければならない。慎重に判断しなければならない。
5. 監査は、理事会から運営に関して憲章上特別な対応を求められたとき、憲章の条文と趣旨を解釈した上で問題ないと判断した場合には、その対応に対して許可を出すことができる。但し、その許可を出すに当って、監査は必ず憲章の趣旨に反していないことを、論理的に説明しなければならない。

第65条〔監査の被選挙権〕

監査の被選挙権は、理事を一活動年度以上務めたものであることとする。監査の任免については、別途制定されている役員規定に従う。

第10章改正

第66条〔憲章改正〕

1. 本憲章の改正は、理事会又は加盟団体の発議によって総会で審議され、総会において全議決権の3分の2以上の承認を得なければならない。表決は第27条a項に則り行う。尚、第11章〔補則〕の改正に関しては、理事会が全会一致で認めれば改正できる。但し、補則を追加する場合には、総会の承認を経なければならない。
2. 憲章改正について前項の承認を経たときは、理事長はすべての加盟団体に直ちにこれを公布しなければならない。

第11章補則

第67条〔関東学鉄連本部所在地〕

本連盟の2016(平成28)年度の本部所在地は、第5条に定めるところにより、中央大学多摩キャンパスに設置する。住所は、〒192-0393東京都八王子市東中野742-1-4409である。

第68条〔今年度理事会理事、監査、及び議長〕

本連盟の2016(平成28)年度の理事会理事及び監査は以下の通りである。

理事長：平田将大（中央大学多摩）
企画理事：小池恭輔（専修）大学
広報理事：山本直人（神奈川工科大学）
総務理事：佐藤空（法政大学小金井）
会計理事：中村優太（明治大学）
監査：松田和也（明治大学）

第12章雑則

第69条〔初年度監査選挙特別規定〕

第65条の規定は、本連盟の活動初年度においては適用しない。

第70条〔書類管理〕

本連盟に関する全ての書類は、事務局を担当する加盟団体が、責任をもってこれを厳重に管理する。

以上70条